

事故を防ぎ、長く安全に使っていただくために。

平成21年4月1日 スタートする 長期使用製品安全点検・表示制度 両制度のご案内とお願い。

平成21年4月1日より、長期使用製品安全点検制度が施行されます。該当する特定保守製品とは、経年劣化リスクがあり、設計標準使用期間後も継続使用する場合は点検を行い、その結果を踏まえた措置が必要な製品です。このため、保守情報のご提供、有償での点検及び整備の実施を確実にを行うため、お客様のご購入リスト（お客様よりご登録）を作成し、管理・運営させていただくこととなります。なお、長期使用製品安全点検制度の施行前に製造した製品の所有者票は任意のご提出となりますが、ご提出された場合は平成21年4月1日以降に製造した製品と同様のお取扱いをいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。



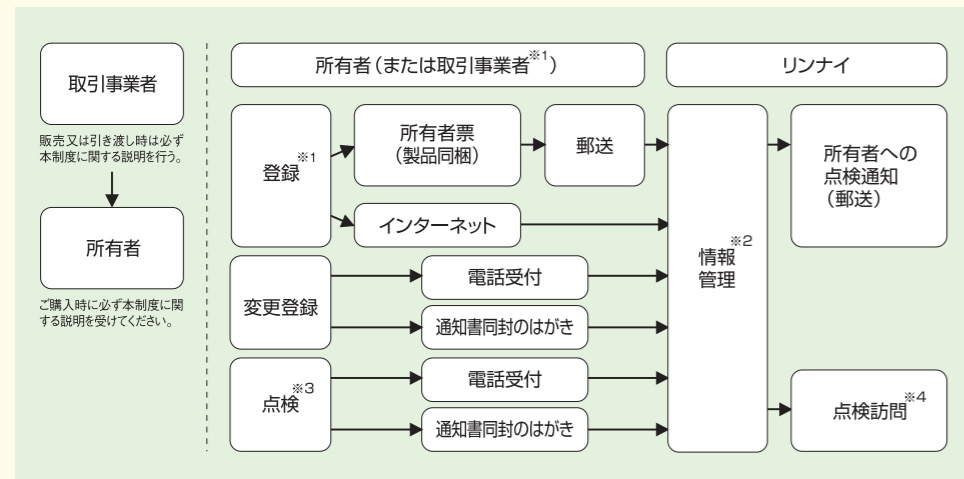
製品点検センターの開設とホームページへの掲載は、2009年4月を予定しています。

長期使用製品安全点検制度（消費生活用製品安全法（消安法））の改正

■ 本制度の内容

長期使用製品安全点検制度とは「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品（特定保守製品[※]）の経年劣化による重大製品事故を未然に防止するため、消費者の申し出による有償での点検その他の保守を適切に支援する制度」です。

■ 長期使用製品安全点検制度の流れ



●点検は構造上確認できない箇所に設置されているものを除き、省令で定められた点検基準に則して実施いたします。

※1 特定保守製品販売事業者・不動産販売事業者・建物建築請負事業者等を含む

※2 所有者登録いただいた情報は消安法・個人情報保護法および当社規程により適切な安全対策のもとに管理し、リコール等製品安全に関する重要なお知らせや、点検の通知・適切な保守・点検の実施以外には使用いたしません。

※3 点検については弊社社員または弊社が認定した委託業者が行います。

※4 点検には依頼者の立合いをお願いいたします。所有者が点検の実施を所有者以外に委任する場合は、「委任に関する証明書」をご記入のうえ点検員にお渡しください。

■ 長期使用製品安全点検制度における対象者とその義務と責務

特定製造事業者等
特定保守製品の製造事業者
特定保守製品の輸入事業者

リンナイ

- ① 経済産業局長への事業の届出義務
- ② 設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
- ③ 製品への表示義務
 - 特定製造事業者等の名または名称及び住所
 - 製造年月
 - 設計標準使用期間
 - 点検期間の始期及び終期
 - 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先
 - 製造番号などの特定保守製品を特定するに足りる事項
- ④ 製品への書面及び所有者票の添付義務
- ⑤ 製品の所有者情報の管理義務
- ⑥ 点検等保守のサポート体制の整備義務（施行日以前の既販品も対象）
- ⑦ 点検通知義務及び、点検実施義務（点検料金を支払おうとしない場合や点検後の製品保証を支払い条件として求める場合を除く）

所有者 消費者、家屋賃貸人等

- ① 特定製造事業者等への所有者情報の供給の責務
 - 特定保守製品にはお客様の情報をお知らせいただくための所有者票（登録はがき）が添付されています。ご購入のお客様は返送又は、ご案内の方法によって登録を行う必要があります。登録内容に変更が生じた場合も必ずご連絡ください。
- ② 特定保守製品の点検等の保守の責務
 - 所有者には経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、点検を受けることが求められています。

■ 家屋賃貸人等に該当する方へ
● 家屋賃貸人等には、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに点検を行う等、その保守に努めることが求められています。万一、点検を受けずに事故が起きた場合には責任が課せられる可能性もありますので、本制度の主旨に鑑み点検をお申込みいただけますようお願い申し上げます。
● 点検には依頼者の立合いをお願いいたします。所有者が点検の実施を所有者以外に委任する場合は、「委任に関する証明書」をご記入のうえ点検員にお渡しください。

特定保守製品
取引事業者

販売事業者、不動産販売事業者、
建物建築請負事業者

関連事業者

不動産取引仲介事業者
設置・修理事業者
電気供給事業者

- ① 所有者への引渡時の説明義務
 - 点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等の必要性を製品の取得者に説明しなければなりません。
 - 製品に同梱されている所有者票を取得者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明してください。
- ② 所有者情報を特定製造事業者等への提供する協力義務
 - 製品の取得者から所有者登録のため、所有者情報の提供を受けた場合には、特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければなりません。

- ① 所有者情報の提供の責務
 - 特定保守製品の設置事業者・修理事業者
所有者情報の提出や変更のお知らせをしているか否かを確認し、されていないようであれば、情報提供や変更を推奨することが求められています。
 - 不動産取引仲介事業者
建物の設備表に、特定保守製品に関する記載を設けて設備表の脚注などに所有者情報の提供や変更をすることが必要であること、点検が必要であること等、買主に情報を円滑に伝わるよう努めることが求められています。
 - 電気の供給事業者（保安点検・調査を保安機関に委託する場合の保安機関を含む。）
特定保守製品が設置されている場合には、所有者情報の提供や変更が必要であること等を交付書面に記載したり需要家との対面の機会に周知することが求められています。

■ 所有者登録について

● 特定保守製品の所有者は、該当機器の製造事業者に法定の所有者登録をすることが求められています。（消安法第32条の8第1項および第2項）。同梱の「所有者票」に記載して投函またはインターネットでご登録ください。聞き間違いなどによる誤登録を防ぐため、電話による登録は受け付けておりませんのでご了承ください。また、所有者登録の内容に変化が生じた場合には、速やかに登録内容の変更をお願いします。登録内容の変更を行わないと点検の通知が届かなくなりますので、必ず変更を行ってください。

● 販売事業者（特定保守製品取引事業者・販売店）はお客様から所有者登録のための所有者情報のご提供を受けた場合、所有者票を送付するなどの方法でこの製品の製造事業者に所有者情報を提供することになっています。

■ 所有者登録の方法

● 所有者票（返信ハガキ）での登録
所有者票に記載して投函してください。紛失などにより所有者票が手元ない場合は、「点検のお申し込み・お問い合わせ先」にご連絡ください。

● インターネットでの登録
下記アドレスにアクセスし、画面の案内にしたがって登録してください。
<https://user.rinnai.co.jp/>

■ 点検(有償)について

●特定保守製品は、経年劣化による重大事故を防止するため、製品ごとに設定された点検期間中に法定の点検を受けることが製品の所有者の責務として求められています(消安法第32条の14)。製品本体に表示してある点検期間になったら、忘れずに点検を受けてください。なお、法定の点検後も機器を使用する場合は点検の総合判定に基づいた点検時期(点検員が点検時にお知らせします)に再度点検を受けることが、この機器を安全にお使いいただくために必要となりますのでご注意ください。

※上記点検は、点検の基準に機器が適合しているかどうかを確認するものであって、その後の安全を担保するものではありません。

点検料金について

点検費用はお客様にご負担いただくこととなります。

点検の結果、修理・部品交換等をご依頼いただく場合は別途費用が必要となりますのでご了承ください。

点検料金は、①出張料 ②点検技術料 ③その他諸経費 を合計し、消費税額を加算した金額となります。

点検基準等は、下記の通りですが詳細は弊社ホームページ(<http://www.rinnai.co.jp/safety/>)に掲載しております。

なお、点検料金の内訳と金額の目安は、点検通知書に記載するほか、お問合せいただきました際にもお知らせいたします。

ご不明な点やお問合せは、リンナイ製品点検センターへお問合せください。

【点検料金設定の基準】2008年12月1日現在

- ①出張料(30Km未満2500円30Km以上3000円)、
- ②点検技術料(15分以内:1000円、30分以内:2500円、45分以内:3800円、60分以内:5000円、75分以内:6300円、90分以内:7500円、105分以内:8800円、120分以内:10000円、120分以上:5000円/時間 を基本料金(1名あたり)といたします。点検時には、訪問中の時間に加え、業務処理時間(事前準備・結果登録・事務処理時間)として合計6分を加算いたします。なお点検作業は、原則として平日9:00~17:30(土日・祝日など当社指定休日を除く)とします。17:30~19:00までの作業は、基本料金に対して25%の時間外割増し料金を申し受けます。(休日の場合は休日割増料金に対して適用となります) 土日・祝日など当社指定休日の作業は、基本料金に対して35%の休日割増し料金を申し受けます。
- ③その他諸経費(基本諸経費1800円、駐車代金や特別費用が発生した場合や、離島の場合は、実費相当額を申し受けます。)
- ④なお、点検料金は予告なく変更する場合がございます。

【点検料金の内訳と金額の目安】

2008年12月1日現在

製品区分	①出張費	②点検技術料	①+②計	消費税	合計 (消費税込)	お支払い 金額の目安 (諸経費・消費税込)	参考: 作業時間の 目安
食器洗い乾燥機	2,500円	8,800円	11,300円	565円	11,865円	13,755円	105分

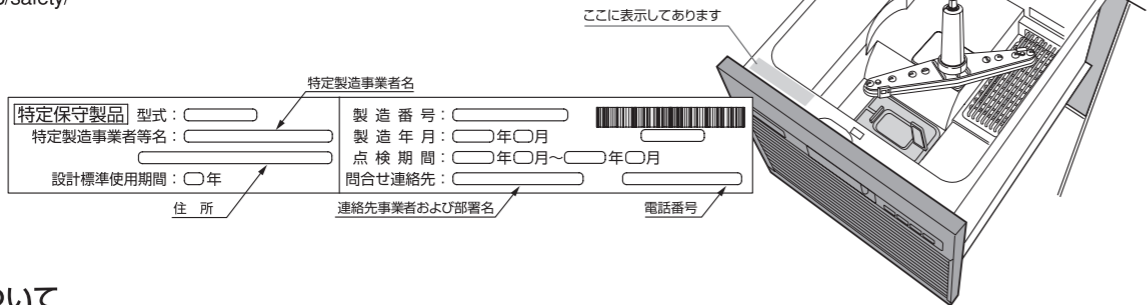
- 1.上記の目安金額は、①出張費は、30Km未満の場合 ②点検技術料は、標準的な作業時間における基本料金の場合 ③その他諸経費は、基本諸経費の場合で算出しております。時間外や休日割増し料金、駐車代、特別費用および設定した標準作業時間を超過した場合の金額は含まれておりません。
- 2.作業時間の目安は、あらかじめ点検作業を行うための訪問時間と業務処理時間を合計し、想定したものではありませんが、実際の点検に際しては、製品の設置状況や作動状況により超過する場合がございますのでご了承ください。
- 3.食器洗い乾燥機以外の特定保守製品や、現在お使いいただいている製品(既製品)の点検につきましても、お申し込みにより点検を実施いたします。

機器への表示

●特定保守製品には、機器本体に特定保守製品・型式・特定製造事業者等名・製造年月・設計標準使用期間・点検期間・問合せ連絡先を表示することになっています。機器に各項目が表示されていますので、確認してください。

スライドオープンタイプの食器洗い乾燥機の場合(その他の該当製品についてはホームページをご覧ください)

<http://www.rinnai.co.jp/safety/>



■ 点検の通知について

●所有者登録をいただいた方の指定先に、点検期間の始まる6ヶ月前から点検開始までの間に法定の点検通知をいたします。(消安法第32条の12)通知を受け取られましたら指定の方法で点検をお申込みください。点検を要請しない場合でも必ずその旨をご連絡ください。

■ 点検の期間について

●設計標準使用期間(10年)の前後1年間を点検期間と設定しています。点検期間を過ぎますと、点検の結果に応じて必要となる整備用部品を保有していない場合があります。また点検期間中でも修理用部品(補修用性能部品)は保有期間を過ぎている場合があります。詳しくは「部品の保有期間」をご覧ください。

■ 設計標準使用期間について

●食器洗い乾燥機は、設計標準使用期間を10年と算定しており、適切な点検を行わずにこの期間を超えて使用すると経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

●一般家庭用の機器については、業務用(ホテル・料理店などで使用)など、多頻度・長時間のご使用は、設計標準使用期間より早く経年劣化を起し、重大事故となるおそれがありますので、このようなご使用はおやめください。

設計標準使用期間とは、標準的な使用条件(右ページの「設計標準使用期間の算定の根拠について」参照)で適切な取り扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、機器ごとに設定されるものです。(消安法第32条の3) **無償保証期間とは異なるもの**ですのでご注意ください。

設計標準使用期間の算定の根拠

●食器洗い乾燥機の設計標準使用期間は、製造年月を期とし、JEMA「日本電機工業会自主基準HD-116-1の設計標準使用期間の設定基準」の標準使用条件で耐久試験を行い、経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないことを確認した時期を終期として設定しています。

●右記の標準的な使用条件を超える使用頻度や異なる使用環境(高温・多湿・寒冷地・温泉水・井戸水・地下水使用など)などで使用すると、設計標準使用期間より早く経年劣化を起し、重大事故となるおそれがありますので、**機器に表示している点検期間よりも早い点検が必要となりますのでご連絡ください。**(ご不明な点は、リンナイ製品点検センターまでお問い合わせください。)

■ 標準使用条件(社)日本電機工業会自主基準 HD-116-1による

環境条件	電圧	100V
	周波数	50Hz/60Hz
	気温・湿度	20℃・65%
負荷条件	設置	設置説明書に基づく適正な設置
	食器	取扱説明書に記載の標準収納容量
	運転コース	標準コース
	給水	0.03~1.0MPa
想定時間	給水・給湯	5℃~60℃
	1日の使用回数	2回
	1回の使用時間	取扱説明書による
取扱維持管理	1年間の使用日数	365日
	取扱説明書に記載された通常の使用方法、お手入れ、点検・修理が行われている	

部品の保有期間

	保有期間
整備用部品	11年
補修用性能部品	6年

※整備用部品とは、点検の結果必要と見込まれる部品のことで、修理用の部品(補修用修理部品)とは異なります。 ※点検期間を過ぎますと、点検の結果に応じて必要となる整備用部品を保有していない場合がございます。また点検期間中でも補修用性能部品は保有期間を過ぎている場合がございます。

■ 点検のお申し込み・お問い合わせ先

●点検のお申し込み・お問い合わせは、下記の連絡先へお願いします。

■ リンナイ製品点検センター フリーダイヤル：0120-493-110 受付時間/平日9:00~17:30 ※土日・祝日など当社指定休日を除く。

●点検事業所は下記になります。

北海道(札幌・旭川・函館・釧路・帯広・北見)/青森県(青森・八戸)/岩手県(盛岡)/秋田県(秋田)/宮城県(仙台)/山形県(山形・酒田)/福島県(福島・郡山・いわき)/新潟県(新潟・長岡・上越)/東京都(東京・多摩)/神奈川県(横浜・横浜北・厚木)/山梨県(山梨)/千葉県(千葉・松戸)/茨城県(水戸・土浦)/埼玉県(埼玉・所沢・越谷・熊谷)/群馬県(高崎・太田)/栃木県(宇都宮)/愛知県(愛知・岡崎・豊橋)/三重県(三重・四日市)/岐阜県(岐阜・東濃)/石川県(金沢)/富山県(富山)/福井県(福井)/長野県(松本・長野・上田)/静岡県(静岡・浜松・沼津)/大阪府(大阪)/奈良県(奈良)/和歌山県(和歌山・田辺)/京都府(京都・福知山)/滋賀県(滋賀)/兵庫県(神戸・姫路)/広島県(広島・福山)/岡山県(岡山)/山口県(山口)/鳥取県(米子・鳥取)/島根県(米子にて担当)/香川県(高松)/高知県(高知)/徳島県(徳島)/愛媛県(松山)/福岡県(福岡・北九州)/佐賀県(佐賀)/熊本県(熊本)/長崎県(長崎・佐世保)/大分県(大分)/鹿児島県(鹿児島)/宮崎県(宮崎)/沖縄県(沖縄)

※点検については弊社社員または弊社が認定した委託業者が行います。

●点検事業所の住所、電話番号についてはホームページをご覧ください。

<http://www.rinnai.co.jp/safety/>

長期使用製品安全表示制度(電気用品安全法の技術基準省令の改正)

■ 本制度の内容

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。点検を実施するほどではないものの、長期に亘り使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

■ リンナイの製品で該当するもの

●温水式浴室暖房乾燥機(換気機能付)

■ 表示内容

●製造年

●設計上の標準使用期間(標準的な使用条件下で、安全上支障なく使用することができる標準的期間[※])・設計上の標準期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがあること。

※ 標準的な使用条件は、24時間換気機能有りとし無しの製品で異なります。詳しくは、ガス給湯暖房総合カタログをご覧ください。

製品を安全にお使いいただくために

1 既製品の点検について

すでにお使いいただいている製品に対しても、お申し込みにより点検を実施いたします。

■ リンナイ製品点検センター

フリーダイヤル：0120-493-110 平日/9:00~17:30

※土日・祝日など当社指定休日を除く。

2 ホームページのご案内

すでにお使いいただいている製品で、点検相当期間以上ご使用の製品は、経年劣化がより進んでいる可能性が高く、危険ですので点検を受ける事をお奨めします。点検期間相当にある製品は、ホームページ「製品に関する大切なお知らせ」でご確認(検索)いただけます。また、当社では経年劣化に起因する特定保守製品等の重大製品事故防止のための情報提供を行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。
<http://www.rinnai.co.jp/safety/>